

(4) 措法 27 の 2 関係

① 複数の有限責任事業組合契約を締結する者等の組合事業に係る事業所得等の計算

問 6 個人が有限責任事業組合の組合事業に係る事業と当該組合事業以外の事業を営む場合、当該個人は、それぞれの事業ごとに損益計算書又は収支内訳書を作成しなければならないか。

答

個人が有限責任事業組合契約を締結している組合員である場合には、その年分における当該組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得（以下「事業所得等」という。）につき、所規第 47 条の 3 第 1 項の規定に準じて作成、記載した書類を確定申告書に添付しなければならないとされている（措規 9 の 6⑥）。

また、個人が複数の有限責任事業組合契約を締結している場合の措法第 27 条の 2 第 1 項の規定の適用については、組合事業による事業所得等の損失額及び調整出資金額は、各組合契約に係る組合事業ごとに計算するものとされている（措令 18 の 3④）。

したがって、個人が複数の有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合又は事業所得等を生ずべき業務のうちに有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務と有限責任事業組合の組合事業以外の事業に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成することとなる（措通 27 の 2-1）。

【参考法令等】

所規 47 の 3①、措令 18 の 3④、措規 9 の 6⑥、措通 27 の 2-1

② 調整出資金額の計算

問 7 有限責任事業組合の組合事業に係る所得のうちに山林所得がある場合、調整出資金額の計算において、山林所得の特別控除はどのように取扱われるのか。

答

措令第 18 条の 3 第 2 項に規定する「調整出資金額」の計算上、有限責任事業組合の組合事業から生ずる各種所得に係る収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額又は各種所得に係る必要経費に算入すべき金額等は、所法第 2 編第 2 章第 2 節第 2 款から第 8 款までの規定及び措法第 2 章の規定を適用したところで計算することとされている(措規 9 の 6②)。

したがって、各種所得の金額の計算上別段の定めや各種の特例の規定を適用した場合には、これらの規定を適用したところで、当該組合事業から生ずる各種所得に係る収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額又は各種所得に係る必要経費に算入すべき金額等を計算することになる。

しかしながら、山林所得の特別控除(所法 32③)については、所法第 2 編第 2 章第 2 節第 1 款において規定されているところ、また、当該特別控除は措規第 9 条の 6 第 2 項が規定する「必要経費に算入すべき金額」にも当たらないことから、当該調整出資金額の計算においては、当該特別控除の適用はないものとして計算する(譲渡所得の特別控除(所法 33③)及び一時所得の特別控除(所法 34②))についても同様。)。

なお、課税方式の特例(源泉分離課税や申告分離課税等)については、措規第 9 条の 6 第 2 項でいう各種所得に係る収入金額とすべき金額や総収入金額に算入すべき金額等の特例には当たらないため、例えば、源泉分離課税とされる確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得(措法 37 の 11 の 5)がある場合には、これらを含めたところで調整出資金額を計算することになる。

【参考法令等】

措令 18 の 3②、措規 9 の 6②

問 8 有限責任事業組合契約において「組合事業につき損失が生じた場合には、当該損失の金額について追加出資を求める旨」の定めがあり、今期、実際に組合事業に損失が生じた。まだ当該追加出資の払込みは行っていないが、調整出資金額の計算上、追加出資すべき金額を「出資の価額」に含めてよいか。

答

措令第 18 条の 3 第 2 項第 1 号は、「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間(……)の終了の時までに当該個人が有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約法第 11 条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額で……」と規定していることから、調整出資金額の計算における「出資の価額」は、実際に組合に払い込まれた金額をいうと解される(措通 27 の 2-2)。

したがって、有限責任事業組合契約において、「組合事業につき損失が生じた場合に追加出資を求める旨」を定めている場合であっても、実際に当該組合に払込みされていない金額については、調整出資金額の計算上、「出資の価額」に含めることはできない。

なお、当該組合契約に従って実際に追加出資がなされた場合は、有限責任事業組合契約法第 29 条第 2 項及び同規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、当該追加出資の価額等を会計帳簿に記載しなければならないとされている。

【参考法令等】

措法 27 の 2、措令 18 の 3②、措通 27 の 2-2、有限責任事業組合契約法 29②、有限責任事業組合契約法規則 11①

問 9 個人が有限責任事業組合契約を締結していた組合員からその地位を承継した。この場合、調整出資金額の計算における「出資の価額」はどのように計算するのか。

答

個人が有限責任事業組合契約を締結していた組合員からその地位を承継した場合、その承継をした日の直前における当該組合契約に係る組合の貸借対照表に計算されている「資産の額」から「負債の額」を控除した残額に、当該組合の各組合員が履行した出資の価額の合計額のうちに当該地位の承継前の組合員が履行した出資の価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額を、当該個人が当該承継をした日に当該組合に出資したものとみなして、調整出資金額の計算における「出資の価額」を計算することになる(措令 18 の 3③、措規 9 の 6④)。

具体的な計算式は次のとおりである。

$$\begin{array}{c} \text{出資をしたもの} \\ \text{とみなす額} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{地位の承継の日の直前} \\ \text{における有限責任事業} \\ \text{組合の貸借対照表の} \\ \text{「(資産の額)－(負債の} \\ \text{額)」} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{承継前の組合員が履行} \\ \text{した出資の価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{当該組合の各組合員が} \\ \text{履行した出資の価額の} \\ \text{合計額} \end{array}}$$

【参考法令等】

措令 18 の 3③、措規 9 の 6④

③ 組合事業から生じた不動産所得について措法第27条の2の適用がある場合の土地等に係る負債の利子の額の計算

問10 有限責任事業組合契約に係る組合事業から生ずる不動産所得について、土地等を取得するために要した負債の利子の額がある場合の不動産所得の計算方法はどのようなになるか。

設例	組合事業から生ずる不動産所得の総収入金額	6,000,000 円
	必要経費	8,000,000 円
(※	うち、土地等を取得するために要した負債の利子の額	3,000,000 円)
	調整出資金額	1,000,000 円

答

- 1 有限責任事業組合契約に係る組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が、当該組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得に係る必要経費に算入すべき金額の合計額に満たない場合、当該満たない部分の金額に相当する金額のうち、調整出資金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされている(措法27の2①、措令18の3①②)。

また、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上、一定の順序により、これを他の各種所得の金額から控除することとされている(所法69)。

更に、この場合において不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、当該損失の金額のうち一定の金額については損益通算の規定の適用上生じなかったものとみなされる(措法41の4、措令26の6)。

措法第27条の2の適用がある場合の当該組合事業から生ずる不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額は、当該組合事業の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額のうち、同条第1項の規定の適用によりその年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入しないこととされる金額を超える部分に相当する金額とされる(措通41の4-4)。

- 2 設例の場合の不動産所得の計算方法は次のとおりである。

① $6,000,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} = \Delta 2,000,000 \text{ 円}$ ・ ・ 上記1の「当該満たない部分に相当する金額」は2,000,000円となる。
(総収入金額) (必要経費(措法27の2適用前))

$$\textcircled{2} \quad 2,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$$

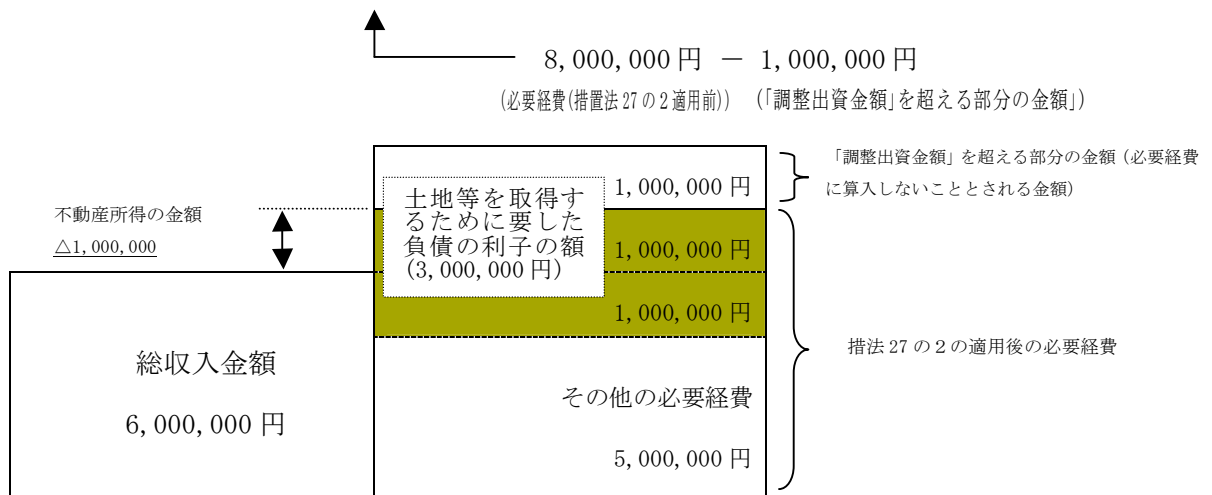
「当該満たない部分に相当する金額」

(「調整出資金額」)

「調整出資金額」を超える部分の金額(必要経費に算入しないこととされる金額)

$$\textcircled{3} \quad 6,000,000 \text{ 円} - 7,000,000 \text{ 円} = \underline{\Delta 1,000,000 \text{ 円}}$$

(総収入金額) (必要経費(措法 27 の 2 適用後)) (不動産所得の金額)



④ 上記図のとおり、不動産所得の金額(△1,000,000 円)の計算上必要経費に算入した金額の中には、土地等を取得するために要した負債の利子の額 2,000,000 円(上記図の網掛け部分)が含まれる(措通 41 の 4-4)。

したがって、損益通算において、△1,000,000 円(不動産所得の金額)のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額(△1,000,000 円)はないものとみなされ(措法 41 の 4、措令 26 の 6)、これを他の各種所得の金額から控除することはできない(所法 69)。

【参考法令等】

所法 69、措法 27 の 2①、41 の 4、措令 18 の 3①②、26 の 6、措規 9 の 6、措通 41 の 4-4

④ その他

問 11 個人が有限責任事業組合契約に係る組合事業以外に事業を営む場合の専従者控除の計算方法はどのようなになるか。

設例 組合事業に係る事業所得 Δ 200,000 円(措法 27 条の 2 適用後)
組合事業以外に係る事業所得 1,000,000 円(所法 57③の適用前)
組合事業以外の事業に従事する事業専従者 1 人(配偶者)

答

- 1 居住者(青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者を除く。)と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢 15 歳未満である者を除く。)で専らその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事するもの(以下「事業専従者」という。)がある場合、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額については必要経費とみなされる(所法 57③)。

① 事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 86 万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 50 万円

- ② その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額(この規定を適用しないで計算した場合の金額とする。)を当該事業に係る事業専従者の数に 1 を加えた数で除して計算した金額

- 2 設例によると、配偶者が事業専従者であることから、86 万円と 40 万円 $\{(\Delta 200,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}) \div 2\}$ のいずれか低い金額、すなわち 40 万円が専従者控除の額となる。

【参考法令等】

所法 57③、措法 27 の 2

問 12 「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」及び「組合事業に係る青色申告決算書」の記載方法はどのようになるか。

設例

- ・ 組合の計算期間 ————— 平成 17 年 8 月 1 日～平成 17 年 12 月 31 日
- ・ 組合事業から生じた所得の内訳
 - 事業所得（営業等）————— 総収入金額：5,000,000 円、必要経費：7,500,000 円
 - 利子所得 ————— 収入金額： 1,000 円（うち源泉徴収税額 150 円）
 - 雑所得 ————— 総収入金額： 200,000 円、必要経費：250,000 円
- ・ 出資の価額の合計額 ————— 1,000,000 円

答

設例の場合の「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」及び「組合事業に係る青色申告決算書」の記載方法は次のとおりである。

- 「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の記載例



平成 17 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書
(書き方については、控用の裏面を読んでください。)

〇〇 税務署長
18 年 2 月 16 日提出

提出用

1 住所及び氏名等

住所（又は居所）※	氏 名	コク セイ タロウ ㊞
（納 税 地）※	電 話 番 号	※

2 組合に関する事項

組 合 の 名 称	有限責任事業組合 〇〇〇	組合事業の内容	〇〇〇〇 の 開 発
組合の主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町X-XX-X	組合の計算期間	自：平成 17 年 8 月 1 日 至：平成 17 年 12 月 31 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類	収入金額 (㉔)	必要経費 (㉕)	差 引 (㉔-㉕)	
	円	円	㉖ (㉔-㉕) 円	㉗ (㉖+㉘) 円
事 業				
営業等	5,000,000	7,500,000	① Δ2,500,000	③ Δ2,500,000
農 業			②	
不 動 産			④	
山 林			⑤	
利 子	1,000	—	⑥	1,000
雑	200,000	250,000	⑦	Δ 50,000
合 計 (㉔+㉕+㉖+㉗)			⑧	Δ 2,549,000
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (㉔+㉕+㉖)			⑨	2,500,000
● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。				

4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額 (前年の㉙)	本 年 中 に 終 了 し た 計 算 期 間 の 合 計 額	合 計 等
	円	円	円 (㉙+㉚)
出資の価額の合計額 ㉚	—	⑬ 1,000,000	⑭ 1,000,000
各種所得金額の合計額 ㉛	—	⑭ Δ 2,549,000 (上の㉖)	⑮ Δ 2,549,000 (㉚+㉛)
組合からの分配額の合計額 ㉜	—	⑮ 0	⑯ 0 (㉛+㉜)
調整出資金額 (㉚+㉛-㉜)		⑯	⑰ 1,000,000 (赤字のときは0)

5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (㉚-㉛)	(赤字のときは0) 円
● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。	⑱ 1,500,000

44

○ 「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」の記載例

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用	この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額(一面の5の②の金額)のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額(以下「必要経費不算入損失額」といいます。)を計算する場合に使用します。				二面
1 調整出資金額超過損失額					
調整出資金額超過損失額(一面の5の②)				①	1,500,000 円
2 必要経費不算入損失額の計算					
事業所得の損失額(一面の3の③)(黒字の時は0)		②	2,500,000 円	(△を付けないで書いてください。)	
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	2,500,000 円	(△を付けないで書いてください。)	
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④		(△を付けないで書いてください。)	
(③+④)		⑤	2,500,000 円		
不動産所得の損失額(一面の3の④)(黒字の時は0)		⑥		(△を付けないで書いてください。)	
山林所得の損失額(一面の3の⑤)(黒字の時は0)		⑦		(△を付けないで書いてください。)	
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計(②+⑥+⑦)		⑧	2,500,000 円		
事業所得	事業所得(営業等)に係る必要経費不算入損失額 (① × ② × ③)	⑨	1,500,000 円	組合事業に係る青色申告決算書(一般用)(収支内訳書(一般用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。	
	(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨	⑩	△ 1,000,000 円	組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額を()で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。	
	事業所得(農業)に係る必要経費不算入損失額 (① × ② × ④)	⑪	0 円	組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)(収支内訳書(農業所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。	
	(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の⑥(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪	⑫	0 円	組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の⑥(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額を()で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。	
	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 (① × ⑥)	⑬	0 円	組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)(収支内訳書(不動産所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。	
	(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の④)の金額) + ⑬	⑭	0 円	組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の④)の金額を()で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。	
山林所得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 (① × ⑦)	⑮	0 円	組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。	
	(組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮	⑯	0 円	組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額を()で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。	

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署(所得税担当)におたずねください。

○ 「組合事業に係る青色申告決算書」の記載例

・ 青色申告決算書(一般用)の表題部分

(有限責任事業組合〇〇〇)

平成17年分所得税青色申告決算書

・ 青色申告決算書(一般用)の④欄

青色申告特別控除前の所得金額 (③+⑤-⑥)	④	△ 1,000,000 円
青色申告特別控除額	④	
所得金額 (④-④)	⑤	△ 1,000,000 円

● 青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。
必要経費不算入損失額 1,500,000 円

● 下の欄には、書かないでください。

・ 青色申告決算書(現金主義用)の場合

青色申告特別控除前の所得金額 (⑬-⑭)	⑮	△ 1,000,000 円
青色申告特別控除額	⑮	
所得金額 (⑮-⑮)	⑯	△ 1,000,000 円

必要経費不算入損失額 1,500,000 円

【参考法令等】

所規 47 の 3①、措法 27 の 2、措令 18 の 3、措規 9 の 6、措通 27 の 2-1

問 13 有限責任事業組合契約を締結している個人の組合員で、確定申告の義務がなく、確定申告書を提出しない場合、税務署長に何らかの書類を提出する必要があるのか。

答

有限責任事業組合契約を締結している個人の組合員について、確定申告の義務がなく、確定申告書を提出しない者であっても、その年中の当該組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得に係る調整出資金額その他の事項を記載した書類を記載して、その年の翌年 3 月 15 日までに、納税地の所轄税務署長に提出する必要がある(措法 27 の 2③、措規 9 の 6⑦)。

なお、当該書類に記載を要する事項は次のとおりである。

イ その個人の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地が異なる場合にはその納税地

ロ 有限責任事業組合の計算期間及び当該有限責任事業組合の事業の内容

ハ 調整出資金額及び当該調整出資金額の計算の基礎

ニ その年における組合事業から生ずる各種所得の金額並びに当該組合事業から生ずる各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額及び措規第 9 条の 6①各号に定める金額(必要経費等組合事業から生じる各種所得に係る収入金額又は総収入金額から控除される金額)

ホ その他参考となるべき事項

※ これらを記載する様式として「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」及び「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」がある。

【参考法令等】

措法 27 の 2③、措規 9 の 6①、⑦